

退職給付会計基準の改正に伴う数理計算上の 差異の会計処理の変更が財務報告の透明性に 与える影響の定性的評価

菅 野 浩 勢

1 はじめに

透明性（transparency）は、財務報告の望ましい特性の一つとみなされ、実際の会計基準の新設や改廃の根拠としてしばしば利用されてきた。たとえば、米国の証券取引委員会（SEC）は、2005年6月に公表したオフバランス取引に関する報告書（SEC [2005]）において、数理計算上の差異の遅延認識等が退職給付会計基準の透明性を低下させていると指摘し、その改善を勧告した。財務会計基準審議会（FASB）は、それを受けて2006年9月に財務会計基準書第158号『確定給付年金その他の退職後給付制度に関する事業主の会計処理』（SFAS158）を公表し、実際に遅延認識を廃止した。

しかしながら、財務報告の透明性には明確な定義がなかったため、これまでの会計基準設定における財務報告の透明性の評価は必ずしも首尾一貫した方法で行われてきたとはいえないと思われる。これに対して、Barth and Schipper [2008] は、財務報告の透明性を「財務報告書において、企業の基礎的経済事象が、利用者が容易に理解できる方法で明らかにされる程度」と定義することを提案したが、財務報告の透明性を評価するための具体的な方法を提示するま

では至っていない。

そこで、本稿の第一の目的は、Barth and Schipper [2008] による財務報告の透明性の概念を敷衍し、収益・費用の会計処理が財務報告の透明性に与える影響を定性的に評価するために首尾一貫して適用できる明確なフレームワークを開発することである⁽¹⁾。昨今は利益情報の投資意思決定有用性を定量的に評価する実証研究が主流であるが、投資意思決定有用性の定量的尺度には価値関連性や予測能力等、様々なものがあり、それらの評価結果はしばしば相互に矛盾したものになる。また、それらの評価結果はモデルの特定化やサンプルの選択に強く依存しており、極めて不安定である。そのため、こうした実証研究は、様々な会計処理の有用性の優劣についての明確な結論をこれまでほとんど導くことができていない。これに対して、本稿の定性的評価のフレームワークを用いれば、ほとんどあらゆる収益・費用の会計処理について、それらが財務報告の透明性に与える影響を首尾一貫した方法で評価し、それらの透明性の優劣について明確な結論を導くことができる。

そして本稿の第二の目的は、そのフレームワークを用いて、具体的な収益・費用の会計処理が財務報告の透明性に与える影響を実際に評価するケース・スタディを行うことである。本稿では、そのケース・スタディの対象として、退職給付会計において生じる数理計算上の差異を取り上げる。数理計算上の差異には伝統的に遅延認識と呼ばれる会計処理が適用され、貸借対照表で未認識とされてきたが、最近の退職給付会計基準の改正により、それらはその他の包括利益に即時認識されるようになった。しかしながら、その他の包括利益に即時認識された数理計算上の差異を純利益にリサイクリングするかどうかについては、国際的な会計基準の間でも取扱いが異なっている。そこで、本稿では、次の4つのケース・スタディを行っている。一つ目から三つ目は、日本基準、米

(1) 本稿のフレームワークは、菅野 [2012] のフレームワークを拡張・精緻化したものである。

国基準及び国際会計基準（IFRS）の各会計基準における最近の退職給付会計基準の改正に伴う数理計算上の差異の会計処理の変更が財務報告の透明性に与える影響を評価することである。そして、四つ目は、我が国における IFRS の適用に伴う数理計算上の差異の会計処理の変更が財務報告の透明性に与える影響を評価することである。

本稿の残りの部分の構成は、次のとおりである。第2節では、主要な会計基準設定主体の概念フレームワークで示されている財務諸表の構成要素の定義を比較検討し、本稿のフレームワークにおいて前提とする財務諸表の構成要素の定義を決定する。第3節及び第4節では、収益・費用の会計処理が財務報告の透明性に与える影響を定性的に評価するためのフレームワークを展開する。第3節では、そのフレームワークの第一の部分として、現行実務で用いられている収益・費用の会計処理の分類を行い、第4節では、第二の部分として、それらの会計処理が財務報告の透明性に与える影響の評価を行う。第5節では、退職給付会計において生じる数理計算上の差異を対象として、本稿のフレームワークを用いた4つのケース・スタディを行う。最後に、第6節では、本稿の結論と今後の課題を述べる。

2 財務諸表の構成要素の定義

次節以降では、収益・費用の会計処理が財務報告の透明性に与える影響を定性的に評価するためのフレームワークを展開する。本節では、その前に、主要な会計基準設定主体の概念フレームワークで示されている財務諸表の構成要素の定義を比較検討し、本稿のフレームワークにおいて前提とする財務諸表の構成要素の定義を決定する。

ここで、財務諸表の構成要素とは、財務諸表における認識の対象となる企業の基礎的経済事象の大分類であり、資産・負債・資本・収益・費用がその典型である⁽²⁾。

本節で比較検討の対象とする主要な会計基準設定主体の概念フレームワークとしては、次のようなものがある。

- ・『財務報告の概念フレームワーク』（IASB [2010]）…IFRSを設定する国際会計基準審議会（IASB）から2010年9月に公表された。従来の『財務諸表の作成及び表示のフレームワーク』（IASB [1989]）における「財務諸表の構成要素」の部分を第4章の一部として引き継いでいる。
- ・財務会計概念書第6号『財務諸表の構成要素』（SFAC6）…米国の財務会計基準審議会（FASB）から1985年12月に公表された。
- ・討議資料『財務会計の概念フレームワーク』（ASBJ 討議資料）…我が国の企業会計基準委員会（ASBJ）から2006年12月に公表された。第3章で財務諸表の構成要素を定義している。

ただし、IASB [2010] と SFAC6の内容は非常に類似しているので、本稿における比較検討の対象は、IASB [2010] と ASBJ 討議資料が中心となっている。

2-1 資産・負債の定義

IASB [2010] において、資産・負債は、次のように定義されている（par. 4.4）。

- ・資産とは、過去の事象の結果として企業が支配する資源のうち、そこから将来の経済的便益が当該企業に流入すると予想されるものをいう。
- ・負債とは、過去の事象から生じる企業の現在の債務のうち、それを決済することによって、経済的便益を含む資源が当該企業から流出すると予想されるものをいう。
- ・資本とは、すべての負債を控除した後の企業の資産に対する残余請求権をいう。

(2) ASBJ 討議資料のように、純利益や包括利益のような利益を財務諸表の構成要素として位置づける見解もあるが、利益は財務諸表において認識された収益・費用の合計又は小計であり、財務諸表における認識の対象となる企業の基礎的経済事象そのものではないので、財務諸表の構成要素として位置づけるべきではない。

上記のような経済的資源に基づく資産の定義や経済的義務に基づく負債の定義は、SFAC6およびASBJ討議資料における資産・負債の定義と整合的である（SFAC6, pars. 25, 35; ASBJ 討議資料第3章第4, 5項）。そこで、本稿では、次節以降、上記の資産・負債の定義を前提として議論する。

2-2 資本の定義

(1) IASB [2010] における定義

IASB [2010] において、資本は、次のように定義されている（par. 4.4）。

- ・資本とは、すべての負債を控除した後の企業の資産に対する残余請求権をいう。

上記のような残余請求権に基づく資本の定義は、SFAC6における資本の定義と整合的である（SFAC6, par. 49）。

(2) ASBJ 討議資料における定義

これに対して、ASBJ 討議資料の第3章では、資本の代わりに、純資産を次のように定義している。

- ・純資産とは、資産と負債の差額をいう（第6項）。

さらに、「資産総額のうち負債に該当しない部分は、すべて純資産に分類される」（第18項）とし、そのような純資産の内訳の一つとして株主資本を次のように定義している。

- ・株主資本とは、純資産のうち報告主体の所有者である株主（連結財務諸表の場合には親会社株主）に帰属する部分をいう（第7項）。

また、純資産のうち株主資本以外の部分には、次のような項目が含まれるとしている（第20項、括弧内は筆者注）。

- ・子会社の少数株主との直接的な取引で発生した部分や投資のリスクから解放された部分のうち子会社の少数株主に割り当てられた部分（少数株主持

分に相当)。

- ・報告主体の将来の所有者となり得るオプションの所有者との直接的な取引で発生した部分（新株予約権に相当）。
- ・投資のリスクから解放されていない部分（評価・換算差額等に相当⁽³⁾）。

このように、ASBJ 討議資料では、少数株主持分等を株主資本以外の純資産項目に分類しているが、それは、ASBJ 討議資料が、財務諸表においてクリーン・サープラス関係（資本取引によるものを除く資本の増減が利益に一致するという関係）を満たす「純資産と包括利益」及び「株主資本と純利益」という2通りの資本と利益の組み合わせを示すことを重視しており⁽⁴⁾、これらの組み合わせが、連結基礎概念、資本性金融商品の範囲及び利益観という3つの点でそれぞれ異なる考え方に基づいていることによる（表1参照）。すなわち、少数株主持分は、連結基礎概念として経済的単一体説を採用する純資産には含まれるが、親会社説を採用する株主資本には含まれない。新株予約権は、純資産が前提とする資本性金融商品の範囲には含まれるが、株主資本が前提とする範囲には含まれない。投資のリスクから解放されていない評価・換算差額等は、利益観として資産負債アプローチを採用する純資産には含まれるが、収益費用

表1 二つのクリーン・サープラス関係の比較

	純資産と包括利益	株主資本と純利益
連結基礎概念	経済的単一体説 (少数株主持分を含む)	親会社説 (少数株主持分を除外)
資本性金融商品の範囲	株式と新株予約権	株式のみ
利益観	資産負債アプローチ (評価・換算差額等を含む)	収益費用アプローチ (評価・換算差額等を除外)

(3) 連結財務諸表の場合には、その他の包括利益累計額に相当する。

(4) しかしながら、田中〔2012b〕は、現行の日本基準では、「純資産と包括利益」とのクリーン・サープラス関係も、「株主資本と純利益」とのクリーン・サープラス関係もともに維持されていないことを指摘している（p. 70）。

アプローチを採用する株主資本には含まれない。こうしたことから、少数株主持分、新株予約権及び評価・換算差額等は、株主資本以外の純資産項目に分類されるのである。

(3) 純資産と資本の違い

このように、ASBJ 討議資料では、株主資本や少数株主持分等を純資産の内訳として分類しているが、それは、IASB [2010] 及び SFAC 6における資本の額が資産から負債を控除した額（すなわち、純資産の額）に等しいことから、純資産を資本と同一視しているからであると思われる。しかしながら、純資産そのものと純資産に対する請求権である資本とは本来全く別の概念であることに注意しなければならない。たとえば、株主資本は、純資産に対する請求権の一部であるから資本の定義は満たしているが、資産と負債の差額ではないから純資産の定義は満たしていない。したがって、株主資本や少数株主持分等は、資本には分類できるが、本来、純資産には分類できないはずである。貸借対照表等式において資産合計と負債・資本合計が等しいからといって、借入金や株主資本を資産に分類することができないのと同じように、資本等式において純資産合計と資本合計が等しいからといって、株主資本を純資産に分類することはできないのである。こうしたことから、ASBJ 討議資料のように、純資産を財務諸表の構成要素の一つとして定義し、貸借対照表の貸方区分に用いることは適当ではないと考えられる。

(4) 少数株主持分と新株予約権の位置付け

貸借対照表の貸方を負債と純資産に2区分することが適当でないとすれば、ASBJ 討議資料のように、株主資本を純資産に対する親会社株主の残余請求権として限定的に定義する限り、負債でも株主資本でもない少数株主持分、新株予約権及び評価・換算差額等は、負債と株主資本の中間区分に分類するしか

いことになる。ただし、ASBJ 討議資料を参考にして設定された企業会計基準第5号『貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準』（基準第5号）では、こうした中間区分については、その性格や損益計算との関係が曖昧であるという問題が指摘されていることや、米国基準やIFRSなどの国際的な会計基準では、中間区分を解消する動きがみられることから、貸借対照表の貸方を負債と純資産の2区分とし、負債でも資本でもない項目を株主資本とともに純資産の内訳とすることで、中間区分の設置を回避しようとしたという経緯がある（第20項）⁽⁵⁾。そのような観点から中間区分の設置は極力避けるべきであれば、負債でも株主資本でもない項目のうち、純資産に対する請求権である少数株主持分と新株予約権については、株主資本とともに資本に分類することが適当であると思われる。

(5) 評価・換算差額等の位置付け

これに対して、ASBJ 討議資料では、評価・換算差額等は、純資産のうち、投資のリスクから解放されていないことから、現時点では誰にも帰属していない部分とみなされており⁽⁶⁾、純資産に対する請求権の一部とはみなされていない。

ここで、投資のリスクから解放されていないとは、言い換えれば、それに対応する資金が事業投資に拘束されているということである。しかしながら、現実の企業活動において事業投資に拘束されているのは、評価・換算差額等に対応する資金だけではないはずである。たとえば、財務諸表分析において安全性の指標の一つとして用いられる固定比率は、回収までに長期を要する固定資産に対する投資は、返済不要な自己資本（≡株主資本）によって賄わなければな

(5) ただし、田中〔2012b〕では、基準第5号による貸借対照表貸方側の表示は、一見すると2区分であっても、実質的には、負債・株主資本・株主資本以外の純資産項目という3区分になっており、株主資本以外の純資産項目は負債でも株主資本でもない中間区分と実質的に同じであると指摘されている（p. 69）。

(6) 斎藤〔2007〕, p. 89。

らないという考え方に基づいているが、現実の企業も、このような考え方に基
づいて、事業投資が大部分を占める固定資産を株主資本によって賄っていると
考えられる。したがって、株主資本のうち払込資本（資本金及び資本剰余金）
に対応する資金の大部分も有形固定資産等の事業投資に拘束されていると考え
られるし、過去に投資のリスクから解放されている利益剰余金の一部も現時点
では事業投資に該当する資産に再投資されているかもしれない。そのため、純
資産のうち、評価・換算差額等の部分だけが投資のリスクから解放されていな
いとみなすのは不合理である⁽⁷⁾。だからといって、純資産のうち、投資のリス
クから解放されていない部分を厳密に識別し、それらを誰にも帰属しないもの
とみなすと、今度は、純資産のうち、株主資本や少数株主持分等として計上で
きる部分がほとんどなくなってしまう、これもまた不合理である。こうしたこ
とから、投資のリスクから解放されていないことをもって、誰にも帰属してい
ないとみなす ASBJ 討議資料の考え方には大きな問題があるように思われる。
また、仮に ASBJ 討議資料の考え方が妥当であったとしても、純資産のうち、
それに対応する資金が事業投資と金融投資のいずれに該当する資産に投資され
ているかを識別することは技術的に極めて困難であると思われる。

そのため、本稿では、IASB [2010] や SFAC6 と同様に、純資産のすべての
項目は、投資のリスクから解放されているか否かにかかわらず、親会社株
主や子会社の少数株主等のいずれかの主体に帰属するものとみなすこととす

(7) 他方で、評価・換算差額等の中にも投資のリスクから解放されていると考えられる部分もある。
たとえば、その他有価証券の中には、政策保有株式（持合株式）のように事業投資に該当するもの
も含まれている一方で、金融投資に該当するものも多く含まれていると思われるが、現行の日本基
準では、その他有価証券をすべて一律に事業投資とみなして処理するため、その他有価証券評価差
額金のうち、金融投資に該当するものに係るものまでもが株主資本から除外されることになる。こ
うした処理は、その他有価証券のうち事業投資に該当するものと金融投資に該当するものとを明確
に区分することが困難であるためのやむを得ない措置であると一般には解釈されている。しかしな
がら、その他有価証券の中で事業投資に該当するのは政策投資株式（持合株式）のみであるとすべ
ば、少なくとも債券等の株式以外の有価証券についてはすべて金融投資とみなして売買目的有価証
券等の別の保有目的区分に分類することは容易だろう。また、株式については、一律に事業投資と
みなすのではなく、一律に金融投資とみなして処理する方法も考えられるはずである。

る。そして、その考え方に従えば、評価・換算差額等のうち、親会社株主に帰属する部分は株主資本に含め、子会社の少数株主に帰属する部分は少数株主持分に含めることが適当である⁽⁸⁾。

(6) 小括

以上の検討より、ASBJ 討議資料における純資産は財務諸表の構成要素として不適格であるため、株主資本を純資産に対する親会社株主に対する残余請求権として限定的に定義する限り、負債でも株主資本でもない項目（少数株主持分、新株予約権及び評価・換算差額等）は中間区分に分類するしかないことになる。しかしながら、中間区分の設置は極力避けるべきであるとすれば、少数株主持分及び新株予約権については、純資産に対する請求権であるという共通点に着目し、株主資本とともに資本に分類することが適当である。また、評価・換算差額等については、投資のリスクから解放されているか否かにかかわらず、いずれかの主体に帰属するものとみなし、親会社株主に帰属する部分は株主資本に含め、子会社の少数株主に帰属する部分は少数株主持分に含めることが適当である。このように分類したときの資本は、IASB [2010] における資本と一致する。したがって、本稿では、次節以降、この資本の定義を前提として議論することとする。

2-3 収益・費用の定義

(1) IASB [2010] における定義

IASB [2010] では、収益・費用は、次のように定義されている（par. 4.25）。

・収益とは、資本参加者による出資に関するものを除く、資本の増加を伴う

(8) ただし、評価・換算差額等が誰にも帰属しないという ASBJ 討議資料の考え方は、実際の会計基準設定の過程で部分的に修正されている。たとえば、基準第5号では、連結貸借対照表において、連結子会社の個別貸借対照表上、純資産の部に直接計上されている評価・換算差額等のうち少数株主持分割合は少数株主持分に含めて記載することとされている（第7項(2)なお書き）。

資産の流入若しくは増価又は負債の減少という形での当該会計期間中の経済的便益の増加をいう。

- ・費用とは、資本参加者への分配に関するものを除く、資本の減少を伴う資産の流出若しくは減価又は負債の発生という形での当該会計期間中の経済的便益の減少をいう。

このように、IASB [2010] では、収益・費用を資産・負債の増減に基づいて定義しているため、利益観として資産負債アプローチを採用しているといえる。また、このような収益・費用の定義は、SFAC6における収益・費用・利得・損失の定義（SFAC6, pars. 78, 80, 82, 83）とも整合的である。

(2) ASBJ 討議資料における定義

これに対して、ASBJ 討議資料では、収益・費用は、次のように定義されている。

- ・収益とは、純利益または少数株主損益を増加させる項目であり、特定期間の期末までに生じた資産の増加や負債の減少に見合う額のうち、投資のリスクから解放された部分である（第3章第13項）。
- ・費用とは、純利益または少数株主損益を減少させる項目であり、特定期間の期末までに生じた資産の減少や負債の増加に見合う額のうち、投資のリスクから解放された部分である（第3章第15項）。

上記の定義による収益・費用は、多くの場合、同時に資産・負債の増減を伴うが、資産・負債の増減を伴わずに、純資産を構成する項目間の振替と同時に収益・費用が計上される場合（新株予約権が失効した場合や、過年度の（その他の）包括利益をリサイクリングした場合など）もあることが指摘されている（第3章注(12)及び(13)）。

このように、ASBJ 討議資料では、適正な期間損益計算を行う観点から、資産・負債の増減のみにとらわれず、過年度のその他の包括利益をリサイクリン

グした場合に、評価・換算差額等から株主資本への振替と同時に純利益に計上される額（リサイクル額）まで含めて収益・費用を定義していることから、利益観として収益費用アプローチを採用しているといえる。評価・換算差額等は、特定期間の期末までに生じた資産・負債の増減に見合う額であるから、そのうち投資のリスクから解放された部分は、上記の収益・費用の定義を満たしている。

ただし、新株予約権が失効した場合に、新株予約権から株主資本への振替と同時に計上される新株予約権戻入益は、特定期間の期末までに生じた資産の増加や負債の減少に見合う額ではなく、その期間中の新株予約権の減少に見合う額であるため、上記の収益の定義には該当しない。したがって、前述したASBJ 討議資料の第3章注(12)の記述の一部は誤りである。

(3) 定義と認識規準の関係

IASB [2010] では、収益・費用を認識規準とは切り離して定義しているため、それらの収益・費用の認識規準としては、その発生時（すなわち、資産・負債の増減時）に認識する発生主義だけでなく、関連する資産・負債の消滅の認識や対応する収益・費用の純損益での認識等の決定的事象の発生時に認識する実現主義や、ASBJ 討議資料における投資のリスクからの解放等、様々なものを考えることができる。

これに対して、ASBJ 討議資料では、収益・費用を投資のリスクから解放された部分に限定する形で定義しているため、収益・費用に適用される認識規準も必然的に投資のリスクからの解放に限定されてしまう⁽⁹⁾。

(9) なぜならば、ASBJ 討議資料の定義では、投資のリスクから解放されていないものは収益・費用には該当しないし、投資のリスクから解放されたものは純利益または少数株主損益に認識され、次期以降に繰延べられることはないからである。また、この定義を前提とすれば、「未実現損益」や「繰延損益」等の伝統的に会計基準や会計学で用いられてきた用語はすべて論理的に矛盾した表現となってしまうため、別の用語で置き換えなければならないという問題もある。

財務諸表の本体に計上する対象となる企業の基礎的経済事象の範囲を決定する「(財務諸表の構成要素の) 定義」と、それらの構成要素を財務諸表の本体に計上する時期を決定する「認識規準」は別の問題であり、ASBJ 討議資料のように、収益・費用の定義に特定の認識規準を含めることは妥当でない。したがって、本稿では、次節以降、認識規準から独立したIASB [2010] の収益・費用の定義を前提として議論することとする。

(4) 繰延損益

本稿では、資産負債アプローチに基づくIASB [2010] の収益・費用の定義を前提としているが、そのことは、収益・費用の認識規準として、その発生時に認識する発生主義を採用しなければならないことを意味しているわけではない。本稿のフレームワークは、あらゆる収益・費用の会計処理が財務報告の透明性に与える影響を評価できる包括的なフレームワークを目標としているので、本稿では、収益・費用を発生時に認識せず、次期以降に繰延べる会計処理についても説明できるように、そうした会計処理を適用した場合に計上される繰延費用・繰延収益についても、次のように定義している（なお、繰延費用と繰延収益を総称して、繰延損益という。）。

- ・繰延費用とは、過去に発生した費用のうち、貸借対照表で資本の部の利益剰余金に振り替えられずに、他の項目（の一部）として繰り越されている借方残高をいう。
- ・繰延収益とは、過去に発生した収益のうち、貸借対照表で資本の部の利益剰余金に振り替えられずに、他の項目（の一部）として繰り越されている貸方残高をいう。

過去に発生した収益・費用の累計額は、本稿が前提とするIASB [2010] における財務諸表の構成要素という資本の一部であり、本来であれば、発生時に貸借対照表の資本の部の利益剰余金に振り替えられるべきものである。それに

もかわらず、貸借対照表で他の項目（の一部）として繰り越されているのが繰延損益である。

繰延損益の代表例は、資産の部に計上される繰延資産であるが、繰延損益は必ずしも独立の項目として計上されるとは限らない。繰延損益は、棚卸資産や有形固定資産等の他の資産の取得原価に算入される場合もあるし、その収益・費用の発生原因となった資産・負債の帳簿価額と相殺される場合もある。また、繰延損益の貸借対照表における計上場所は、資産の部や負債の部に限らず、資本の部や中間区分（たとえば、純資産の部の株主資本以外の項目）である場合もある。したがって、これらの場所に、その他の包括利益累計額や評価・換算差額等として計上される項目も繰延損益に該当する。

（5）繰延損益の取崩額

繰延損益は、関連する資産・負債の消滅の認識や対応する収益・費用の純損益での認識等の決定的事象の発生時（実現時）に取崩される。その際に生じる繰延損益の取崩額の会計処理としては、次の3通りの方法がある。

- ・ A（リサイクル又は遅延認識）…損益計算書等で純損益に認識するとともに、貸借対照表では資本の部の利益剰余金に振り替える方法。
- ・ B（原価算入）…損益計算書等では認識せずに、貸借対照表でその収益・費用の発生原因となったものとは別の資産・負債の帳簿価額に加減する方法。
- ・ C（直接振替）…損益計算書等では認識せずに、貸借対照表で資本の部の利益剰余金に直接振り替える方法。

このうち、Aの方法によって純損益に認識される額は、資産・負債の増減額ではなく、資本の一部である繰延損益の取崩額であるから、収益・費用の定義を満たさない。過年度のOCIのリサイクリングは、このAの方法に該当するため、これによってその他の包括利益累計額（又は評価・換算差額等）から

利益剰余金への振替と同時に純損益に認識されるリサイクル額もまた、収益・費用の定義を満たさないことになる。

2-4 小括

本節では、主要な会計基準設定主体の概念フレームワークで示されている財務諸表の構成要素の定義を比較検討した結果、本稿のフレームワークでは、IASB [2010] に基づき、次のような財務諸表の構成要素の定義を採用することとした。

- ・資産とは、過去の事象の結果として企業が支配する資源のうち、そこから将来の経済的便益が当該企業に流入すると予想されるものをいう。
- ・負債とは、過去の事象から生じる企業の現在の債務のうち、それを決済することによって、経済的便益を含む資源が当該企業から流出すると予想されるものをいう。
- ・資本とは、すべての負債を控除した後の企業の資産に対する残余請求権をいう。
- ・収益とは、資本参加者による出資に関するものを除く、資本の増加を伴う資産の流入若しくは増価又は負債の減少という形での当該会計期間中の経済的便益の増加をいう。
- ・費用とは、資本参加者への分配に関するものを除く、資本の減少を伴う資産の流出若しくは減価又は負債の発生という形での当該会計期間中の経済的便益の減少をいう。

なお、収益・費用を発生時に認識せず、次期以降に繰延べる会計処理を適用した場合に計上される繰延損益（繰延費用・繰延収益）は資本の一部であり、その取崩額は収益・費用の定義を満たさない。

3 収益・費用の会計処理の分類

本節及び次節では、収益・費用の会計処理が財務報告の透明性に与える影響を定性的に評価するためのフレームワークを展開する。本節では、そのフレームワークの第一の部分として、現行実務で用いられている収益・費用の会計処理の分類を行う。

3-1 分類の手順

本稿では、菅野 [2012] と同様に、収益・費用が損益計算書等 (PL)⁽¹⁰⁾ に認識されるか否かにかかわらず、最初に収益・費用が発生してから最終的に貸借対照表 (BS) で資本の部の利益剰余金に振り替えられるまでの一連の手続きに着目することにより、収益・費用の会計処理を表2に示すような21通りに分類する。

具体的な分類の手順は、次の通りである。まず、収益・費用の発生時の会計処理のみに着目し、後述する(1)から(10)までの10通りの方法に分類する。そして、これらのうち、収益・費用が発生時に BS で繰延損益として計上する7通りの方法については、その後の実現時⁽¹¹⁾における繰延損益の取崩額の会計処理にも着目し、取崩される繰延損益が資本の部又は中間区分に計上されている場合には A (リサイクル又は遅延認識)・B (原価算入)・C (直接振替) の3通り、資産の部又は負債の部に計上されている場合には A (遅延認識)・B (原価算入) の2通りに分類することにより、①から⑳までの合計21通りに分類することが

(10) PL は “Profit and Loss statement” の略号であり、本来は損益計算書のみを指すが、本稿では、純損益をボトムラインとする損益計算書に加えて、包括利益を表示する損益及び包括利益計算書（一計算書方式の場合）及び包括利益計算書（二計算書方式の場合）をも含む広義の財務業績報告書を指すものとして用いている。なお、株主持分変動計算書（日本基準という株主資本等変動計算書）は、PL には該当しない。

(11) ここでいう「実現」とは、繰延損益が取崩される契機となる決定的事象の発生を意味しており、伝統的な意味での実現とは必ずしも同じではないことに注意されたい。

表2 収益・費用の会計処理の分類

	発生時計上区分		実現時計上区分	
	PL	BS	PL	BS
① 純損益剰余金振替法	純損益	資本(利益剰余金)	—	—
② OCI 剰余金振替法	OCI	資本(利益剰余金)	—	—
③ OCI 資本振替法 A		資本(独立項目)	純損益	資本(利益剰余金)
④ OCI 資本振替法 B			—	資産・負債 (非原因項目)
⑤ OCI 資本振替法 C				資本(利益剰余金)
⑥ OCI 中間区分振替法 A		中間区分 (独立項目)	純損益	資本(利益剰余金)
⑦ OCI 中間区分振替法 B			—	資産・負債 (非原因項目)
⑧ OCI 中間区分振替法 C				資本(利益剰余金)
⑨ 剰余金直入法	—	資本(利益剰余金)	—	—
⑩ 資本直入法 A		資本(独立項目)	純損益	資本(利益剰余金)
⑪ 資本直入法 B			—	資産・負債 (非原因項目)
⑫ 資本直入法 C				資本(利益剰余金)
⑬ 中間区分直入法 A		中間区分 (独立項目)	純損益	資本(利益剰余金)
⑭ 中間区分直入法 B			—	資産・負債 (非原因項目)
⑮ 中間区分直入法 C				資本(利益剰余金)
⑯ 独立項目計上法 A		資産・負債 (独立項目)	純損益	資本(利益剰余金)
⑰ 独立項目計上法 B			—	資産・負債 (非原因項目)
⑱ 原価算入法 A		資産・負債 (非原因項目)	純損益	資本(利益剰余金)
⑲ 原価算入法 B			—	資産・負債 (非原因項目)
⑳ 原因項目相殺法 A		資産・負債 (原因項目)	純損益	資本(利益剰余金)
㉑ 原因項目相殺法 B			—	資産・負債 (非原因項目)

できる⁽¹²⁾。

3-2 分類の結果

以下では、収益・費用の会計処理を、前述の手順に従って分類した結果を示す。

(1) 純損益剰余金振替法

純損益剰余金振替法とは、収益・費用を発生時に PL で純損益に即時認識し、BS で資本の部の利益剰余金に振り替える会計処理である (①)。現行実務における収益・費用の最も標準的な会計処理である。

(2) OCI 剰余金振替法

OCI 剰余金振替法とは、収益・費用を発生時に PL でその他の包括利益 (OCI) に即時認識し、BS で資本の部の利益剰余金に振り替える会計処理である (②)。IFRS では、一部の収益・費用について、この方法の適用が許容されている。

(3) OCI 資本振替法

OCI 資本振替法とは、収益・費用を発生時に PL で OCI に即時認識し、BS で資本の部の独立項目に振り替える会計処理である。米国基準や IFRS では、一部の収益・費用について、この方法が要求又は許容されている。

この方法により BS で資本の部の独立項目に振り替えられた金額は繰延損益であり、その後の実現に伴って取崩されることになる。この場合の繰延損益の取崩額の会計処理としては、次の3通りの方法がある。

(12) 菅野 [2012] における会計処理の分類の数は14通りであったが、本稿では、収益・費用を発生時に BS で繰延損益として計上する7通りの方法について、実現時の繰延損益の取崩額の会計処理として B (原価算入) を区別したため、21通りに増えている。

- ・ A（リサイクル）…PL で純損益に認識するとともに、BS では資本の部の利益剰余金に振り替える方法（③）。
- ・ B（原価算入）…PL では認識せずに、BS でその収益・費用の発生原因となったものとは別の資産・負債の帳簿価額に加減する方法（④）。
- ・ C（直接振替）…PL では認識せずに、BS で資本の部の利益剰余金に直接振り替える方法（⑤）。

これらのうち、A（リサイクル）とC（直接振替）の方法では、実現時にBSで資本の部の利益剰余金に振り替えられて会計処理が完結する。それに対して、B（原価算入）の方法では、実現時には会計処理が完結しないが、その後のいずれかの時点で、原価算入された収益・費用の残高がPLで純損益に認識されるとともに、BSで資本の部の利益剰余金に振り替えられることにより、会計処理が完結することになる⁽¹³⁾。

(4) OCI 中間区分振替法

OCI 中間区分振替法とは、収益・費用を発生時にPLでOCIに即時認識し、BSで負債でも資本でもない中間区分の独立項目に振り替える会計処理である。日本基準の連結財務諸表では、一部の収益・費用について、この方法の適用が要求又は許容されている。

この方法によりBSで中間区分（たとえば、日本基準の連結BSにおける純資産の部のその他の包括利益累計額）の独立項目に振り替えられた金額は繰延損益であり、その後の実現に伴って取崩されることになる。この場合の繰延損益の取崩額の会計処理としては、次の3通りの方法がある。

- ・ A（リサイクル）…PL で純損益に認識するとともに、BS では資本の部の

(13) 同様のことは、収益・費用を発生時にBSで繰延損益として計上する他の方法における、その後の実現時の繰延損益の取崩額の会計処理A・B・Cについても言えることであるが、繰り返しを避けるために、以降は説明を省略する。

利益剰余金に振り替える方法 (⑥)。

- ・ B (原価算入) …PL では認識せずに、BS でその収益・費用の発生原因となったものとは別の資産・負債の帳簿価額に加減する方法 (⑦)。
- ・ C (直接振替) …PL では認識せずに、BS で資本の部の利益剰余金に直接振り替える方法 (⑧)。

(5) 剰余金直入法

剰余金直入法とは、収益・費用を発生時に PL で認識せず、BS で資本の部の利益剰余金に直接計上する会計処理である (⑨)。

(6) 資本直入法

資本直入法とは、収益・費用を発生時に PL で認識せず、BS で資本の部の独立項目として直接計上する会計処理である。純資産の部の表示が導入される前の日本基準では、一部の収益・費用について、この方法の適用が要求又は許容されていた。

この方法により BS で資本の部の独立項目として直接計上された金額は繰延損益であり、その後の実現に伴って取崩されることになる。この場合の繰延損益の取崩額の会計処理としては、次の3通りの方法がある。

- ・ A (遅延認識) …PL で純損益に認識するとともに、BS では資本の部の利益剰余金に振り替える方法 (⑩)。
- ・ B (原価算入) …PL では認識せずに、BS でその収益・費用の発生原因となったものとは別の資産・負債の帳簿価額に加減する方法 (⑪)。
- ・ C (直接振替) …PL では認識せずに、BS で資本の部の利益剰余金に直接振り替える方法 (⑫)。

(7) 中間区分直入法

中間区分直入法とは、収益・費用を発生時に PL で認識せず、BS で負債でも資本でもない中間区分の独立項目として直接計上する会計処理である。日本基準の個別財務諸表では、一部の収益・費用について、この方法の適用が要求又は許容されている。

この方法により BS で中間区分（たとえば、日本基準の個別 BS における純資産の部の評価・換算差額等）の独立項目として直接計上された金額は繰延損益であり、その後の実現に伴って取崩されることになる。この場合の繰延損益の取崩額の会計処理としては、次の3通りの方法がある。

- ・ A（遅延認識）…PL で純損益に認識するとともに、BS では資本の部の利益剰余金に振り替える方法（⑬）。
- ・ B（原価算入）…PL では認識せずに、BS でその収益・費用の発生原因となったものとは別の資産・負債の帳簿価額に加減する方法（⑭）。
- ・ C（直接振替）…PL では認識せずに、BS で資本の部の利益剰余金に直接振り替える方法（⑮）。

(8) 独立項目計上法

独立項目計上法とは、収益・費用を発生時に PL で認識せず、BS で資産の部又は負債の部の独立項目として直接計上する会計処理である。たとえば、日本基準で繰延資産として資産計上が認められている費用には、この方法が適用されている。

この方法により BS で資産の部又は負債の部の独立項目として直接計上された金額は繰延損益であり、その後の実現に伴って取崩されることになる。この場合の繰延損益の取崩額の会計処理としては、次の2通りの方法がある⁽¹⁴⁾。

- ・ A（遅延認識）…PL で純損益に認識するとともに、BS では資本の部の利益剰余金に振り替える方法（⑯）。

- ・ B（原価算入）…PL では認識せずに、BS でその収益・費用の発生原因となったものとは別の資産・負債の帳簿価額に加減する方法（⑰）。

(9) 原価算入法

原価算入法とは、収益・費用を発生時に PL で認識せず、BS でその収益・費用の発生原因となったものとは別の資産・負債（非原因項目）の帳簿価額に加減する方法である。たとえば、棚卸資産や有形固定資産の取得原価に算入される収益・費用には、この方法が適用されている。資産除去債務に対応する除去費用を関連する有形固定資産の帳簿価額に加える会計処理も、この方法に該当する。

この方法により BS で資産・負債の帳簿価額に加減された金額は繰延損益であり、その後の実現に伴って取崩されることになる。この場合の繰延損益の取崩額の会計処理としては、次の2通りの方法がある。

- ・ A（遅延認識）…PL で純損益に認識するとともに、BS では資本の部の利益剰余金に振り替える方法（⑱）。
- ・ B（原価算入）…PL では認識せずに、BS でその収益・費用の発生原因となったものとは別の資産・負債の帳簿価額に加減する方法（⑲）。

(10) 原因項目相殺法

原因項目相殺法とは、収益・費用を発生時に PL で認識せず、BS でその収益・費用の発生原因となった資産・負債（原因項目）の帳簿価額と相殺する方法である。たとえば、活発な市場のある金融資産を取得原価で評価することは、その時価の変動によって生じる含み損益を当該金融資産の時価と相殺しているに等し

(14) 現行実務において、資産・負債の帳簿価額を利益剰余金に直接振り替える方法は、筆者が知る限り適用例はないので、資本の部や中間区分に計上された繰延損益の取崩額の会計処理について識別された C（直接振替）の方法は、資産の部や負債の部に計上された繰延損益の取崩額の会計処理については識別しない。

いので、この場合の含み損益には実質的にこの方法が適用されているといえる。

この方法により BS で資産・負債の帳簿価額と相殺された金額は繰延損益であり、その後の実現に伴って取崩されることになる。この場合の繰延損益の取崩額の会計処理としては、次の 2 通りの方法がある。

- ・ A (遅延認識) …PL で純損益に認識するとともに、BS では資本の部の利益剰余金に振り替える方法 (㉔)。
- ・ B (原価算入) …PL では認識せずに、BS でその収益・費用の発生原因となったものとは別の資産・負債の帳簿価額に加減する方法 (㉕)。

4 財務報告の透明性の定性的評価

本節では、前節に引き続き、収益・費用の会計処理が財務報告の透明性に与える影響（会計処理の透明性）を定性的に評価するためのフレームワークを展開する。本節では、そのフレームワークの第二の部分として、前節で示した 21 通りの会計処理が財務報告の透明性に与える影響の評価を行う。

4.1 財務報告の透明性の要件

Barth and Schipper [2008] は、財務報告の透明性を「財務報告書において、企業の基礎的経済事象が、利用者が容易に理解できる方法で明らかにされる程度」と定義することを提案した。そして、ここでのいう企業の基礎的経済事象には、当該企業の資源（資産）及び請求権（負債・資本）、資源及び請求権の変動（収益・費用等）、並びにキャッシュ・フロー等が含まれるとした。

そこで、本稿では、Barth and Schipper [2008] による財務報告の透明性の概念を敷衍して、このような企業の基礎的経済事象を利用者が容易に理解できるようにするために財務報告書が最低限満たすべき要件として、次の 4 つを提案する。

- (a) 貸借対照表の網羅性…貸借対照表 (BS) に、すべての重要な資産・負

債が漏れなく表示されること。

- (b) 貸借対照表の純粋性…貸借対照表（BS）で資産・負債・資本を適切に分類し、各構成要素の定義を満たさない項目が混入しないこと。
- (c) 損益計算書の網羅性…損益計算書等の財務業績報告書（PL）に、当期中に発生したすべての収益・費用が漏れなく表示されること。
- (d) 損益計算書の純粋性…損益計算書等の財務業績報告書（PL）に、収益・費用の定義を満たさない項目が混入しないこと。

4.2 収益・費用の会計処理の透明性の評価

以下では、前節で示した21通りの会計処理が財務報告の透明性に与える影響（会計処理の透明性）を、上記の4つの要件の充足度によって評価する。その評価結果の概要は、表3に示す通りである。

(a) 貸借対照表の網羅性

利用者が報告企業の財政状態を正確に理解するためには、貸借対照表にすべての重要な資産・負債が漏れなく表示されていなければならない。たとえば、企業の現在の債務を不当にオフバランスにする会計処理は、当該企業の財政状態が実際よりも健全であると利用者に誤解させてしまうので、明らかに不透明である。

前節で示した21通りの会計処理のうち、原因項目相殺法（⑳㉑）は、資産・負債の増減を同額の繰延損益の計上によって相殺することにより、結果的に資産・負債の一部をオフバランスにしてしまう効果がある（×）。それ以外の会計処理（①～⑲）は、貸借対照表の網羅性を損なうものではない（○）。

(b) 貸借対照表の純粋性

利用者が報告企業の財政状態を正確に理解するためには、貸借対照表で資

表3 収益・費用の会計処理の透明性の評価

	財務報告の透明性の要件			
	(a) BS の 網羅性	(b) BS の 純粋性	(c) PL の 網羅性	(d) PL の 純粋性
① 純損益剰余金振替法	○	○	○	○
② OCI 剰余金振替法	○	○	▲	○
③ OCI 資本振替法 A	○	○	▲	×
④ OCI 資本振替法 B	○	×	▲	×
⑤ OCI 資本振替法 C	○	○	▲	○
⑥ OCI 中間区分振替法 A	○	×	▲	×
⑦ OCI 中間区分振替法 B	○	×	▲	×
⑧ OCI 中間区分振替法 C	○	×	▲	○
⑨ 剰余金直入法	○	○	×	○
⑩ 資本直入法 A	○	○	×	×
⑪ 資本直入法 B	○	×	×	×
⑫ 資本直入法 C	○	○	×	○
⑬ 中間区分直入法 A	○	×	×	×
⑭ 中間区分直入法 B	○	×	×	×
⑮ 中間区分直入法 C	○	×	×	○
⑯ 独立項目計上法 A	○	×	×	×
⑰ 独立項目計上法 B	○	×	×	×
⑱ 原価算入法 A	○	×	×	×
⑲ 原価算入法 B	○	×	×	×
⑳ 原因項目相殺法 A	×	×	×	×
㉑ 原因項目相殺法 B	×	×	×	×

産・負債・資本を適切に分類し、各構成要素の定義を満たさない項目を混入させてはならない。したがって、負債の定義を満たさない非債務性引当金を負債の部に計上したり、本来は資本の一部であるはずの繰延損益を資本の部以外の

場所（資産の部、負債の部、中間区分等）に計上したりしてはならない。たとえば、経済的資源ではない繰延費用を資産として計上する会計処理は、当該企業の財政状態が実際よりも健全であると利用者に誤解させてしまうので、明らかに不透明である。

前節で示した21通りの会計処理のうち、収益・費用を発生時にBSで資本の部以外の場所に繰延損益として計上する方法（⑥～⑧、⑬～⑳）は、貸借対照表の純粋性を損なうことになる（×）。また、収益・費用の発生時のBSでの繰延損益の計上場所が資本の部であるものについても、実現時に繰延損益の取崩額を他の資産・負債に原価算入する方法（④⑪）では、やはり純粋性を損なうことになる（×）。他方で、繰延損益を計上しないか、計上しても計上場所が資本の部であるような残りの会計処理（①②③⑤⑨⑩⑫）は、貸借対照表の純粋性を損なうことはない（○）。

（c）損益計算書の網羅性

利用者が報告企業の当期の財務業績を正確に理解するためには、損益計算書等の財務業績報告書（PL）に当期中に発生したすべての収益・費用が漏れなく表示されていなければならない。たとえば、当期の損失を次期以降に繰り延べる会計処理（いわゆる損失の先送り）は、当期の財務業績が実際よりも良好であると利用者に誤解させてしまうので、明らかに不透明である。

前節で示した21通りの会計処理のうち、収益・費用を発生時にPLで純損益に即時認識する会計処理（①）は損益計算書の網羅性を損なうことはない（○）。しかしながら、現行の会計基準では、包括利益を2計算書方式で表示することが認められており、OCIが損益計算書とは別個の第2の計算書に表示され、目立たなくなってしまう場合があるので、PLでOCIに即時認識する会計処理（②～⑧）はあまり望ましくない（▲）。発生時にPLで認識しないその他の会計処理（⑨～㉑）が全く望ましくないのはいうまでもない（×）¹⁵⁾。

(d) 損益計算書の純粋性

利用者が報告企業の当期の財務業績を正確に理解するためには、損益計算書等の財務業績報告書（PL）に収益・費用の定義を満たさない項目（たとえば、繰延損益の取崩額（リサイクル額を含む）、組替調整額や非債務性引当金の繰入・戻入額等）が混入してはならない。たとえば、当期の損失を穴埋めするために、長期にわたり累積した過去の含み益を実現時に一括して計上するリサイクル処理は、当期の財務業績が実際よりも良好であると利用者に誤解させてしまうので、明らかに不透明である。

前節で示した21通りの会計処理のうち、収益・費用の発生時にBSで繰延損益として計上しない方法（①②⑨）と、発生時に繰延損益として計上しても、実現時に繰延損益の取崩額をBSで資本の部の利益剰余金に直接振り替える方法（⑤⑧⑫⑮）は、損益計算書に収益・費用の定義を満たさない項目を混入させないので、損益計算書の純粋性を損なうことはない（○）。他方で、収益・費用の発生時にBSで繰延損益として計上する方法のうち、実現時に繰延損益の取崩額をBSで資本の部の利益剰余金に直接振り替える方法以外のもの（③④⑥⑦⑩⑪⑬⑭、⑯～㉑）は、いずれ繰延損益の取崩額をPLで純損益に認識することになるので、損益計算書の純粋性を損なうことになる（×）。

4.3 小括

本節では、Barth and Schipper [2008] による財務報告の透明性の概念を敷衍して、企業の基礎的経済事象を利用者が容易に理解できるようにするために

(15) 収益・費用を発生時にPLで認識しない場合であっても、財務諸表のどこにも表示しないよりは、株主持分変動計算書（日本基準でいう株主資本等変動計算書）に表示したほうが望ましいことは確かである。たとえば、海老原・菅野 [2010] は、株主資本等変動計算書の導入によるOCI項目の透明性の向上が、OCI項目の理解可能性を高め、資本市場における効率的な株価形成を促進したことを示唆する証拠を提示している。しかしながら、株主持分変動計算書は財務業績報告書には該当しないので、本稿では、OCIを株主持分変動計算書に表示しても、PLで認識しない限り、損益計算書の網羅性は「×」と評価される。

財務報告書が最低限満たすべき4つの要件を提案し、前節で示した21通りの会計処理が財務報告の透明性に与える影響（会計処理の透明性）を、これらの4つの要件の充足度によって評価した。

表3から分かるように、二つの会計処理の間で、ある要件では優れているが、別の要件では劣っているというような場合があるため、21通りの会計処理のすべてに客観的な方法で順位を付けることは不可能である。しかしながら、最も透明性が高いのは4つの要件をすべて満たす①純損益剰余金振替法であり、次に透明性が高いのは、②OCI 剰余金振替法と⑤OCI 資本振替法Cであることは指摘できる。これらの方法は、いずれも収益・費用の発生時にPLで純損益又はOCIで即時認識し、OCIのリサイクルは行わないという特徴がある。他方で、最も透明性が低いのは4つの要件をすべて満たさない原因項目相殺法(⑳㉑)であり、次に透明性が低いのは、⑪⑬⑭及び⑯～⑲の方法である。これらの方法は、いずれも収益・費用の発生時にPLでは認識せず、BSで繰延損益を計上し、その後の実現時に繰延損益の取崩額を純損益で認識するか、又は他の資産・負債に原価算入するという特徴がある。

5 数理計算上の差異の会計処理の透明性の評価

本節では、退職給付会計において生じる数理計算上の差異を対象として、本稿のフレームワークを用いた4つのケース・スタディを行う。一つ目から三つ目は、日本基準、米国基準及び国際会計基準（IFRS）の各会計基準における最近の退職給付会計基準の改正に伴う数理計算上の差異の会計処理の変更が財務報告の透明性に与える影響を評価することである。そして、四つ目は、我が国におけるIFRSの適用に伴う数理計算上の差異の会計処理の変更が財務報告の透明性に与える影響を評価することである。

なお、表4は、改正前後の各会計基準による数理計算上の差異の会計処理を、第3節で示した方法により分類した結果を示したものである。

表 4 改正前後の各会計基準による数理計算上の差異の会計処理の比較

	日本基準		米国基準		IFRS	
	審議会 基準	基準 第26号	改正前 SFAS87	SFAS 158	改正前 IAS19	改正後 IAS19
①純損益剰余金振替法	第2法	第2法	第2法	第2法	第2法	
② OCI 剰余金振替法					第3法	第1法
③ OCI 資本振替法 A				第1法		
④ OCI 資本振替法 B				第1法		
⑤ OCI 資本振替法 C						第2法
⑥ OCI 中間区分振替法 A		第1法				
⑦ OCI 中間区分振替法 B		第1法				
⑧ OCI 中間区分振替法 C						
⑨剰余金直入法						
⑩資本直入法 A						
⑪資本直入法 B						
⑫資本直入法 C						
⑬中間区分直入法 A						
⑭中間区分直入法 B						
⑮中間区分直入法 C						
⑯独立項目計上法 A						
⑰独立項目計上法 B						
⑱原価算入法 A	第2法	第2法	第2法	第2法	第2法	第1・2法
⑲原価算入法 B	第2法	第2法	第2法	第2法	第2法	第1・2法
⑳原因項目相殺法 A	第1法		第1法		第1法	
㉑原因項目相殺法 B	第1法		第1法		第1法	

(注) 表中の第1法は本文中における「第一の方法」、第2法は「第二の方法」、第3法は「第三の方法」にそれぞれ対応している。なお、改正後IAS19では、原価算入される部分の会計処理は共通であるが、原価算入されない部分については、②と⑤の方法を選択適用できることを示している。

5-1 日本基準

我が国の企業会計審議会が1998年6月に公表した『退職給付に係る会計基準』（審議会基準）及び『退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書』（意見書）等は、ASBJが2012年5月に公表した企業会計基準第26号『退職給付に関する会計基準』（基準第26号）により改正された。

ここでは、本稿のフレームワークを用いた一つ目のケース・スタディとして、我が国における基準第26号の公表に伴う数理計算上の差異の会計処理の変更が財務報告の透明性に与える影響を評価する。そのために、まず、第3節で示した方法により、改正前後の基準による会計処理を分類する。その後、改正前後の基準による会計処理の透明性を、第4節で示した4つの要件の充足度で比較する。

(1) 改正前の基準による会計処理の分類

審議会基準において、数理計算上の差異とは、年金資産の期待運用収益と実際の運用成果との差異、退職給付債務の数理計算に用いた見積数値と実績との差異及び見積数値の変更等により発生した差異と定義されていた（審議会基準一6）。数理計算上の差異は、資本参加者との取引によらない資産（年金資産）・負債（退職給付債務）の増減であるため、収益・費用に該当する。

審議会基準では、数理計算上の差異の発生時の会計処理について、次の2つの方法が認められていた。

第一の方法は、発生時にPLでは認識せず、BSで積立状況を示す額（退職給付債務から年金資産を控除した額）に加減（相殺）する方法である（審議会基準二1）。数理計算上の差異の発生原因は年金資産及び退職給付債務の増減であるから、この方法は原因項目相殺法に該当することになる。なお、この方法によりBSで積立状況を示す額と相殺される金額は、未認識数理計算上の差異と呼ばれ、繰延損益に該当する。未認識数理計算上の差異は、発生した期又

はその翌期から平均残存勤務期間以内の一定の年数で定期的に費用処理しなければならないとされる（審議会基準三2(4)）。これによる費用処理額は退職給付費用に含まれることになるが（審議会基準三1），退職給付費用は，PLで純損益に認識される部分と，PLで認識せず，BSで棚卸資産や有形固定資産の製造原価に算入される部分とに分けられる。このうち，前者の部分に適用される会計処理は⑳原因項目相殺法Aに該当し，後者の部分に適用される会計処理は㉑原因項目相殺法Bに該当する。

ただし，数理計算上の差異の一定の年数での規則的な費用処理には，発生した期に全額を費用処理する方法を継続して採用することも含まれる（意見書四3）。これが第二の方法である。この場合の費用処理額も，第一の方法の場合と同様に，退職給付費用に含まれ，PLで純損益に認識される部分と，PLで認識せず，BSで棚卸資産や有形固定資産の製造原価に算入される部分とに分けられる。このうち，前者の部分に適用される会計処理は①純損益剰余金振替法に該当し，後者の部分に適用される会計処理は⑱原価算入法A又は⑲原価算入法Bに該当する。

(2) 改正後の基準による会計処理の分類

基準第26号では，数理計算上の差異の発生時の会計処理について，次の2つの方法が認められている。

第一の方法は，発生時にPLでOCIに即時認識し，BSで純資産の部のその他の包括利益累計額（中間区分）に振り替える方法である（第24項）⁽¹⁶⁾。この方法はOCI中間区分振替法に該当する。なお，この方法によりBSで中間区分に計上される金額は，未認識数理計算上の差異と呼ばれ，繰延損益に該当する。審議会基準と同様に，未認識数理計算上の差異は，発生した期又はその翌

(16) ただし，個別財務諸表上は，当面の間，引き続き従来の審議会基準における会計処理を適用することとされている（第39項）。

期から平均残存勤務期間以内の一定の年数で定期的に費用処理しなければならないとされる（第24項）。これによる費用処理額は退職給付費用に含まれることになるが（第14項）、退職給付費用は、PLで純損益に認識される部分と、PLで認識せず、BSで棚卸資産や有形固定資産の製造原価に算入される部分とに分けられる。このうち、前者の部分に適用される会計処理は⑥ OCI 中間区分振替法 A に該当し、後者の部分に適用される会計処理は⑦ OCI 中間区分振替法 B に該当する。

ただし、数理計算上の差異の一定の年数での規則的な費用処理には、発生した期に全額を費用処理する方法を継続して採用することも含まれる⁽¹⁷⁾。これが第二の方法である。この場合の費用処理額も、第一の方法と同様に、退職給付費用に含まれ、PLで純損益に認識される部分と、PLで認識せず、BSで棚卸資産や有形固定資産の製造原価に算入される部分とに分けられる。このうち、前者の部分に適用される会計処理は①純損益剰余金振替法に該当し、後者の部分に適用される会計処理は⑱原価算入法 A 又は⑲原価算入法 B に該当する。

(3) 改正前後の基準による会計処理の透明性の比較

以上の検討に基づき、表4の「日本基準」の欄には、改正前後の日本基準による数理計算上の差異の会計処理を分類した結果を示している。次に、この表4に示される改正前後の日本基準による会計処理の透明性を、第4節で示した4つの要件の充足度で比較する。

まず、発生した期に全額を費用処理する第二の方法を採用する場合には、改正前後の基準で違いはない。すなわち、いずれの基準においても、PLで純損益に認識される部分には①純損益剰余金振替法が適用され、PLで認識せず、BSで棚卸資産や有形固定資産の製造原価に算入される部分には⑱原価算入法

(17) 基準第26号では、数理計算上の差異の費用処理方法については変更していないとされている（第56項）。

A 又は⑱原価算入法 B が適用される。

これに対して、発生した期に全額を費用処理しない第一の方法を採用する場合には、改正前後の基準で違いが生じる。すなわち、改正前には原因項目相殺法（⑳㉑）が適用されていたのに対して、改正後には OCI 中間区分振替法（⑥⑦）が適用されることになる。そこで、表3を用いて、この変更部分の会計処理の透明性を、第4節で示した4つの要件の充足度で比較すると、改正前に適用されていた原因項目相殺法（⑳㉑）よりも、改正後に適用される OCI 中間区分振替法（⑥⑦）の方が、(a)貸借対照表の網羅性及び(c)損益計算書の網羅性の2つの要件の充足度で優れていることが分かる。

以上より、我が国における基準第26号の公表に伴う数理計算上の差異の会計処理の変更は、財務報告の透明性を改善するものと評価できる。

5-2 米国基準

米国の財務会計基準審議会（FASB）が1985年に公表した財務会計基準書第87号『年金に関する事業主の会計処理』（改正前 SFAS87）は、2006年9月の財務会計基準書第158号『確定給付年金その他の退職後給付制度に関する事業主の会計処理』（SFAS158）の公表に伴い改正された。

ここでは、本稿のフレームワークを用いた二つ目のケース・スタディとして、米国における SFAS158 の公表及び SFAS87 の改正に伴う数理計算上の差異の会計処理の変更が財務報告の透明性に与える影響を評価する。そのために、まず、第3節で示した方法により、改正前後の基準による会計処理を分類する。その後、改正前後の基準による会計処理の透明性を、第4節で示した4つの要件の充足度で比較する。

(1) 改正前の基準による会計処理の分類

改正前 SFAS87 では、数理計算上の差異（gain or loss）は、実績と仮定の差

異及び仮定の変更から生じる、予測給付債務又は制度資産の金額の増減と定義されていた (par. 29)。このような数理計算上の差異の定義は、日本基準と実質的に同じなので、収益・費用に該当する。

改正前 SFAS87では、数理計算上の差異の発生時の会計処理について、次の2つの方法が認められていた。

第一の方法は、発生時に PL で認識せず (par. 29)、BS で未積立予測給付債務 (予測給付債務が制度資産を超過する額) に加減 (相殺) し、負債の部の未積立未払年金費用又は資産の部の前払年金費用の一部として計上する方法である (par. 35)。数理計算上の差異の発生原因は制度資産及び予測給付債務の増減であるから、この方法は原因項目相殺法に該当することになる。なお、この方法により BS で未積立予測給付債務と相殺される金額は、未認識数理計算上の差異 (unrecognized net gain or loss) と呼ばれ、繰延損益に該当する。未認識数理計算上の差異は、最低限、期首時点における予測給付債務と制度資産のうちいずれか大きい方の10%を上回る額を平均残存勤務期間で除した額を定期的に費用処理しなければならない (pars. 32-34)。いわゆる回廊アプローチ (corridor approach) である。これによる費用処理額は純期間年金費用に含まれることになるが (par. 32)、純期間年金費用は、PL で純損益に認識される部分と、PL で認識せず、BS で棚卸資産や有形固定資産の製造原価に算入される部分とに分けられる。このうち、前者の部分に適用される会計処理は⑩原因項目相殺法 A に該当し、後者の部分に適用される会計処理は⑪原因項目相殺法 B に該当する。

ただし、数理計算上の差異の規則的な費用処理には、発生した期に全額を費用処理する方法を継続して採用することも含まれる (par. 33)。これが第二の方法である。この場合の費用処理額も、第一の方法の場合と同様に、純期間年金費用に含まれ、PL で純損益に認識される部分と、PL で認識せず、BS で棚卸資産や有形固定資産の製造原価に算入される部分とに分けられる。このう

ち、前者の部分に適用される会計処理は①純損益剰余金振替法に該当し、後者の部分に適用される会計処理は⑱原価算入法 A 又は⑲原価算入法 B に該当する。

(2) 改正後の基準による会計処理の分類

SFAS158及び改正後 SFAS87では、数理計算上の差異の発生時の会計処理について、次の2つの方法が認められている。

第一の方法は、発生時に PL で OCI に即時認識し、BS で資本の部のその他の包括利益累計額に振り替える方法である (SFAS158, par. 4c; 改正後 SFAS87, par. 29)。この方法は OCI 資本振替法に該当する。なお、この方法により BS で資本の部に計上される金額は、未認識数理計算上の差異と呼ばれ、繰延損益に該当する。改正前 SFAS87と同様に、未認識数理計算上の差異は、最低限、期首時点における予測給付債務と制度資産のうちいずれか大きい方の10%を上回る額を平均残存勤務期間で除した額を定期的に費用処理しなければならない (改正後 SFAS87, pars. 32-34)。いわゆる回廊アプローチである。これによる費用処理額は純期間年金費用に含まれることになるが (改正後 SFAS87, par. 32)、純期間年金費用は、PL で純損益に認識される部分と、PL で認識せず、BS で棚卸資産や有形固定資産の製造原価に算入される部分とに分けられる。このうち、前者の部分に適用される会計処理は③ OCI 資本振替法 A に該当し、後者の部分に適用される会計処理は④ OCI 資本振替法 B に該当する。

ただし、数理計算上の差異の規則的な費用処理には、発生した期に全額を費用処理する方法を継続して採用することも含まれる (改正後 SFAS87, par. 33)。これが第二の方法である。この場合の費用処理額も、第一の方法の場合と同様に、純期間年金費用に含まれ、PL で純損益に認識される部分と、PL で認識せず、BS で棚卸資産や有形固定資産の製造原価に算入される部分とに分けられる。このうち、前者の部分に適用される会計処理は①純損益剰余金振替

法に該当し、後者の部分に適用される会計処理は⑮原価算入法 A 又は⑯原価算入法 B に該当する。

(3) 改正前後の基準による会計処理の透明性の比較

以上の検討に基づき、表4の「米国基準」の欄には、改正前後の米国基準による数理計算上の差異の会計処理を分類した結果を示している。次に、この表4に示される改正前後の米国基準による会計処理の透明性を、第4節で示した4つの要件の充足度で比較する。

まず、発生した期に全額を費用処理する第二の方法を採用する場合には、改正前後の基準で違いはない。すなわち、いずれの基準においても、PLで純損益に認識される部分には①純損益剰余金振替法が適用され、PLで認識せず、BSで棚卸資産や有形固定資産の製造原価に算入される部分には⑮原価算入法 A 又は⑯原価算入法 B が適用される。

これに対して、発生した期に全額を費用処理しない第一の方法を採用する場合には、改正前後の基準で違いが生じる。すなわち、改正前には原因項目相殺法（⑳㉑）が適用されていたのに対して、改正後には OCI 資本振替法（③④）が適用されることになる。そこで、表3を用いて、この変更部分の会計処理の透明性を、第4節で示した4つの要件の充足度で比較すると、次のことが分かる。まず、改正前に㉑原因項目相殺法 A が適用されていた部分については、改正後は③ OCI 資本振替法 A に変更されることにより、(a)貸借対照表の網羅性、(b)貸借対照表の純粋性及び(c)損益計算書の網羅性の3つの要件の充足度が改善する。また、改正前に㉑原因項目相殺法 B が適用されていた部分については、改正後は④ OCI 資本振替法 B に変更されることにより、(a)貸借対照表の網羅性及び(c)損益計算書の網羅性の2つの要件の充足度が改善する。

以上より、米国における SFAS158の公表及び SFAS87の改正に伴う数理計算上の差異の会計処理の変更は、財務報告の透明性を改善するものと評価できる。

5-3 国際会計基準（IFRS）

国際会計基準委員会（IASC）が1998年2月に公表した国際会計基準第19号『従業員給付』（IAS19）は、2001年4月にIASBによって採択された後、数理計算上の差異をOCIで即時認識する選択肢を導入した2004年12月の改正等を経て、2011年6月に最終改正されている。

ここでは、本稿のフレームワークを用いた三つ目のケース・スタディとして、2011年6月のIAS19の改正に伴う数理計算上の差異の会計処理の変更が財務報告の透明性に与える影響を評価する。そのために、まず、第3節で示した方法により、改正前後の基準による会計処理を分類する。その後、改正前後の基準による会計処理の透明性を、第4節で示した4つの要件の充足度で比較する。

(1) 改正前の基準による会計処理の分類

改正前IAS19では、数理計算上の差異（actuarial gains and losses）は、次の両方からなるものとして定義されていた（par. 7）。

- ・実績修正額（従来の数理計算上の仮定と実際に発生したものとの差異の影響額）
- ・数理計算上の仮定の変更の影響額

このような数理計算上の差異の定義は、日本基準及び米国基準と実質的に同じなので、収益・費用に該当する。

改正前IAS19では、数理計算上の差異の発生時の会計処理について、次の3つの方法が認められていた。

第一の方法は、発生時にPLでは認識せず、BSで積立状況を示す額（確定給付債務が制度資産を超過する額）に加減（相殺）し、負債の部の確定給付負債又は資産の部の確定給付資産の一部として計上する方法である（par. 54）。数理計算上の差異の発生原因は制度資産及び確定給付債務の増減であるから、この方法は原因項目相殺法に該当することになる。なお、この方法によりBS

で積立状況を示す額と相殺される金額は、未認識数理計算上の差異（net cumulative unrecognised actuarial gains and losses）と呼ばれ、繰延損益に該当する。未認識数理計算上の差異は、最低限、前期末時点における確定給付債務と制度資産のうちいずれか大きい方の10%を上回る額を平均残存勤務期間で除した額を規則的に費用処理しなければならない（pars. 92-93）。いわゆる回廊アプローチである。これによる費用処理額は、PLで純損益に認識される部分と、PLで認識せず、BSで棚卸資産や有形固定資産の製造原価に算入される部分とに分けられる（pars. 61-62）。このうち、前者の部分に適用される会計処理は②原因項目相殺法Aに該当し、後者の部分に適用される会計処理は②原因項目相殺法Bに該当する。

ただし、数理計算上の差異の規則的な費用処理には、発生した期に全額を費用処理する方法を継続して採用することも含まれる（par. 93）。これが第二の方法である。この場合の費用処理額も、第一の方法の場合と同様に、PLで純損益に認識される部分と、PLで認識せず、BSで棚卸資産や有形固定資産の製造原価に算入される部分とに分けられる。前者の場合の会計処理は①純損益剰余金振替法に該当し、後者の場合の会計処理は⑧原価算入法A又は⑨原価算入法Bに該当する。

第三の方法は、発生時にPLでOCIに即時認識し、BSで資本の部の利益剰余金に振り替える方法である（pars. 93A-93D）。この会計処理は、本稿でいう②OCI剰余金振替法に該当する。

(2) 改正後の基準による会計処理の分類

改正後IAS19では、数理計算上の差異の定義が次のように変更された。

- ・数理計算上の差異は、数理計算上の仮定の変更及び実績修正による、確定給付債務の現在価値の増加又は減少から生じる（par. 128）。

このように定義が変更された数理計算上の差異は、資本参加者との取引によ

らない負債（確定給付債務）の増減であるため、やはり収益・費用に該当する。

改正後 IAS19では、数理計算上の差異は、確定給付負債（又は資産）の純額の再測定の一部として確定給付費用に含まれることになるが（pars. 120, 127）⁽¹⁸⁾、確定給付費用の一部は、発生時に PL で認識せず、BS で棚卸資産や有形固定資産の製造原価に算入される（par. 121）。この部分に適用される会計処理は⑮原価算入法 A 又は⑯原価算入法 B に該当する。

これに対して、確定給付負債（資産）の純額の再測定のうち、原価算入されない部分は、発生時に PL で OCI に即時認識し、BS で資本の部に振り替えることとされている（par. 120）。この場合、資本の部において利益剰余金と独立項目のいずれに振り替えることも認められると解釈できる（par. BC100）⁽¹⁹⁾。このうち、利益剰余金に振り替える場合の会計処理が第一の方法であり、② OCI 剰余金振替法に該当する。他方で、独立項目に振り替える場合の会計処理が第二の方法であり、その後の期間に純損益にリサイクルすることは禁止されるが、資本の部の内部で直接振り替えることは認められる（par. 122）。この場合の会計処理は、⑤ OCI 資本振替法 C に該当する。

(3) 改正前後の基準による会計処理の透明性の比較

以上の検討に基づき、表 4 の「IFRS」の欄には、改正前後の IAS19による数理計算上の差異の会計処理を分類した結果を示している。次に、この表 4 に

(18) 改正後 IAS19では、確定給付費用を勤務費用、純確定給付負債（資産）に係る純利息、再測定の 3 つの項目に区分し、勤務費用及び純利息は純損益に認識し、再測定は OCI に認識することを要求している。このうち、再測定には、確定給付債務に係る数理計算上の差異、制度資産からの収益（純利息に含まれる額を除く）、資産の上限の影響額のすべての変動（純利息に含まれる額を除く）が含まれる。

(19) 改正前 IAS19では、PL で OCI に即時認識した数理計算上の差異は、BS では資本の部の利益剰余金に直ちに振り替えなければならなかったが（改正前 IAS19, par. 93D）、改正後 IAS19では、数理計算上の差異を含む確定給付負債（資産）の再測定は BS では資本の部に独立項目として計上し、その後その累計額を内部で振り替えることが認められた（改正後 IAS19, par. 122）。これは、IFRS では「利益剰余金」という用語が定義されていないことに加え、資本の構成要素については法域固有の制限があるためである（改正後 IAS19, par. BC100）。

示される改正前後の IAS19 による会計処理の透明性を、第4節で示した4つの要件の充足度で比較する。ただし、改正前後の IAS19 における数理計算上の差異の定義は若干異なっているので、必ずしも厳密な比較になっていないことには注意されたい。

前述の通り、改正前 IAS19 では、数理計算上の差異の発生時の会計処理について、3つの方法が認められていた。

まず、改正前 IAS19 における第一の方法を採用する場合、原因項目相殺法 (②②) が適用される。これに対して、改正後 IAS19 では、原価算入法が適用される部分と、② OCI 剰余金振替法又は⑤ OCI 資本振替法 C が適用される部分とに分けられる。そこで、表3を用いて、改正前後の基準による会計処理の透明性を、第4節で示した4つの要件の充足度で比較すると、改正後に原価算入法 (①⑧⑨) が適用される部分については、改正前よりも (a) 貸借対照表の網羅性の充足度で優れており、また、改正後に② OCI 剰余金振替法又は⑤ OCI 資本振替法 C が適用される部分については、改正前よりも4つすべての要件の充足度で優れていることが分かる。

次に、改正前 IAS19 における第二の方法を採用する場合、原価算入法が適用される部分と、①純損益剰余金振替法が適用される部分とに分けられる。これに対して、改正後 IAS19 では、原価算入法が適用される部分と、② OCI 剰余金振替法又は⑤ OCI 資本振替法 C が適用される部分とに分けられる。したがって、改正前後の基準で、原価算入法が適用される部分の会計処理には変更はないが、それ以外の部分については、①純損益剰余金振替法から② OCI 剰余金振替法又は⑤ OCI 資本振替法 C に変更されることになる。そこで、表3を用いて、この変更部分の会計処理の透明性を、第4節で示した4つの要件の充足度で比較すると、改正後に適用される② OCI 剰余金振替法又は⑤ OCI 資本振替法 C は、改正前よりも、(c) 損益計算書の網羅性の充足度で劣っていることが分かる。

最後に、改正前 IAS19における第三の方法を採用する場合、② OCI 剰余金振替法が適用される。これに対して、改正後 IAS19では、原価算入法が適用される部分と、② OCI 剰余金振替法又は⑤ OCI 資本振替法 C が適用される部分とに分けられる。そこで、表 3 を用いて、改正前後の基準による会計処理の透明性を、第 4 節で示した 4 つの要件の充足度で比較すると、改正後に原価算入法(⑬⑭)が適用される部分については、改正前よりも、(b)貸借対照表の純粋性、(c)損益計算書の網羅性、及び(d)損益計算書の純粋性の 3 つの要件の充足度で劣っているが、それ以外の部分については改正前後で差はないことが分かる。

以上より、2011年 6 月の IAS19の改正に伴う数理計算上の差異の会計処理の変更が財務報告の透明性に与える影響は、次のようにまとめられる。まず、改正前に第一の方法を採用していた場合、改正に伴って財務報告の透明性が改善する。次に、改正前に第二の方法を採用していた場合、改正前の基準によれば①純損益剰余金振替法が適用されていたはずの部分については、改正に伴って財務報告の透明性が悪化する。最後に、改正前に第三の方法を採用していた場合、改正後に原価算入法が適用される部分については、改正に伴って財務報告の透明性が悪化する。ただし、改正前に第二の方法を採用していた企業は非常に稀であるし、改正前に第三の方法を採用していた企業が改正後に計上する数理計算上の差異のうち原価算入法が適用される部分の割合はそれほど大きくないと考えられる⁽²⁰⁾。そのため、総合的にみれば、2011年 6 月の IAS19の改正に伴う数理計算上の差異の会計処理の変更は、財務報告の透明性を改善する部分の方が大きいと評価できる。

(20) Fasshauer and Street [2010] の調査によれば、2007年度において、重要な確定給付年金制度を持つヨーロッパの優良企業 (European blue chips) 255社のうち、44%が回廊アプローチ (第一の方法) を採用し、3%が純損益に即時認識する方法 (第二の方法) を採用し、53%が認識収益費用計算書 (Statement of Recognized Income and Expenses; SORIE) に即時認識する方法 (第三の方法) を採用していた。なお、2007年改正前の IAS1における SORIE は、2007年改正後の IAS1において二計算書方式を採用する場合の第二の計算書 (包括利益計算書) に類似する計算書である。

5-4 我が国における IFRS の適用

今後、我が国において IFRS が強制適用された場合、その対象となる日本企業に適用される退職給付会計基準は、基準第26号から改正後 IAS19に変更されることになると考えられる。そこで、ここでは、本稿のフレームワークを用いた四つ目のケース・スタディとして、我が国における IFRS の適用に伴う数理計算上の差異の会計処理の変更が財務報告の透明性に与える影響を評価する。そのために、基準第26号と改正後 IAS19による数理計算上の差異の会計処理の透明性を、第4節で示した4つの要件の充足度で比較する。ただし、基準第26号と改正後 IAS19における数理計算上の差異の定義は若干異なっているので、必ずしも厳密な比較になっていないことには注意されたい。

第5節で説明した通り、基準第26号では、数理計算上の差異の発生時の会計処理について、2つの方法が認められていた。

まず、基準第26号における第一の方法を採用する場合、OCI 中間区分振替法 (⑥⑦) が適用される。これに対して、改正後 IAS19では、原価算入法が適用される部分と、② OCI 剰余金振替法又は⑤ OCI 資本振替法 C が適用される部分とに分けられる。そこで、表3を用いて、基準第26号と改正後 IAS19による会計処理の透明性を、第4節で示した4つの要件の充足度で比較すると、次のことが分かる。まず、改正後 IAS19で原価算入法 (⑱⑲) が適用される部分については、IFRS の適用により、(c) 損益計算書の網羅性の充足度が悪化する。他方で、改正後 IAS19で② OCI 剰余金振替法又は⑤ OCI 資本振替法 C が適用される部分については、IFRS の適用により、(b) 貸借対照表の純粋性及び(d) 損益計算書の純粋性の2つの要件の充足度が改善する。なお、このうち、(d) 損益計算書の純粋性が改善するのは、改正後 IAS19による会計処理 (②⑤) では、OCI のリサイクリングが禁止されるからである⁽²¹⁾。

次に、基準第26号における第二の方法を採用する場合、原価算入法が適用される部分と、①純損益剰余金振替法が適用される部分とに分けられる。これに

対して、改正後 IAS19では、原価算入法が適用される部分と、② OCI 剰余金振替法又は⑤ OCI 資本振替法 C が適用される部分とに分けられる。したがって、IFRS の適用により、原価算入法が適用される部分の会計処理には変更はないが、それ以外の部分については、①純損益剰余金振替法から② OCI 剰余金振替法又は⑤ OCI 資本振替法 C に変更されることになる。そこで、表 3 を用いて、この変更部分の会計処理の透明性を、第 4 節で示した 4 つの要件の充足度で比較すると、IFRS の適用により、(c)損益計算書の網羅性の充足度が悪化することが分かる。

以上より、我が国における IFRS の適用に伴う数理計算上の差異の会計処理の変更が財務報告の透明性に与える影響は、次のようにまとめられる。まず、基準第 26 号における第一の方法を採用していた場合、改正後 IAS19 で原価算入される部分については透明性が悪化するが、それ以外の部分については、OCI のリサイクリングの禁止等により、透明性が改善する。次に、基準第 26 号における第二の方法を採用していた場合、原価算入されない部分については、IFRS 適用に伴って財務報告の透明性が悪化する。ただし、基準第 26 号で第二の方法を採用する企業は非常に稀であると思われるし、第一の方法を採用するほとんどの企業が IFRS 適用後に計上する数理計算上の差異のうち原価算入される部分は、それ以外の部分よりかなり小さく考えられる。そのため、総合的にみれば、我が国における IFRS の適用に伴う数理計算上の差異の会計処理の変更は、財務報告の透明性を改善する部分の方が大きいと評価できる。

(2) 田中 [2011] は、その他の包括利益として即時認識された数理計算上の差異を純利益にリサイクリングすべきかどうか、また、もしリサイクリングするのであればどのようにして行うべきかについて詳細に検討している。そして、改正後の日本基準及び米国基準のように、平均残存勤務期間以内の一定の年数にわたる費用処理を通じてリサイクリングすることは、伝統的な実現概念では説明できないのではないかと指摘している。なお、数理計算上の差異をめぐる論点については、田中 [2012a] も参照のこと。

5-5 小括

本節では、退職給付会計において生じる数理計算上の差異を対象として、本稿のフレームワークを用いた4つのケース・スタディを行っている。その一つ目から三つ目として、日本基準、米国基準及びIFRSの各会計基準における最近の退職給付会計基準の改正に伴う数理計算上の差異の会計処理の変更が財務報告の透明性に与える影響を評価した。その結果は、次の通りである。日本基準については、2012年5月の基準第26号の公表に伴う数理計算上の差異の会計処理の変更は、財務報告の透明性を改善するものと評価できる。米国基準については、2006年9月のSFAS158の公表及びSFAS87の改正に伴う数理計算上の差異の会計処理の変更は、財務報告の透明性を改善するものと評価できる。IFRSについては、2011年6月のIAS19の改正に伴う数理計算上の差異の会計処理の変更により、財務報告の透明性が改善する部分がある一方で、悪化する部分もあるが、総合的にみると、財務報告の透明性を改善する部分の方が大きいと評価できる。いずれにおいても、透明性の改善の主な要因は、改正前の基準で認められていた遅延認識（原因項目相殺法）を廃止し、発生時にPLでOCIに即時認識することを要求したことである。

四つ目として、我が国におけるIFRSの適用に伴う数理計算上の差異の会計処理の変更が財務報告の透明性に与える影響を評価した。その結果、IFRSの適用に伴う退職給付会計基準の基準第26号から改正後IAS19への変更により、財務報告の透明性が改善する部分がある一方で、悪化する部分もあるが、総合的にみると、財務報告の透明性を改善する部分の方が大きいと評価された。この場合の透明性の改善の主な要因は、改正後IAS19におけるOCIのリサイクリングの禁止である。

6 おわりに

本稿の第一の目的は、Barth and Schipper [2008] による財務報告の透明性

の概念を敷衍し、収益・費用の会計処理が財務報告の透明性に与える影響を定性的に評価するために首尾一貫して適用できる明確なフレームワークを開発することであった。そのフレームワークにおいて前提とする財務諸表の構成要素の定義を決定するために、第2節では、主要な会計基準設定主体の概念フレームワークで示されている財務諸表の構成要素の定義を比較検討した。その結果、ASBJ 討議資料における財務諸表の構成要素（特に、純資産や収益・費用）の定義には重大な欠陥が数多く見られたため、本稿のフレームワークでは、IASB [2010] における財務諸表の構成要素の定義を採用している。

そして、本稿の第二の目的は、そのフレームワークを用いて、具体的な収益・費用の会計処理が財務報告の透明性に与える影響を実際に評価するケース・スタディを行うことであった。本稿では、退職給付会計において生じる数理計算上の差異を対象として、4つのケース・スタディを行っている。その一つ目から三つ目として、日本基準、米国基準及びIFRSの各会計基準における最近の退職給付会計基準の改正に伴う数理計算上の差異の会計処理の変更が財務報告の透明性に与える影響を評価した。その結果、いずれにおいても、改正前の基準で認められていた遅延認識（原因項目相殺法）を廃止し、発生時にPLでOCIに即時認識することを要求したことにより、財務報告の透明性は改善すると評価された。また、四つ目として、我が国におけるIFRSの適用に伴う数理計算上の差異の会計処理の変更が財務報告の透明性に与える影響を評価した。その結果、改正後IAS19におけるOCIのリサイクリングの禁止等により、総合的にみると、財務報告の透明性は改善すると評価された。

これらのケース・スタディを通じて、「ほとんどあらゆる収益・費用の会計処理について、それらが財務報告の透明性に与える影響を首尾一貫した方法で評価し、それらの透明性の優劣について明確な結論を導くことができる」という、本稿の定性的評価のフレームワークの利点が確認されたといえよう。昨今の主流である利益情報の投資意思決定有用性を定量的に評価する実証研究と比

べて、本稿の定性的評価のフレームワークは、はるかに適用範囲が広く、簡便であり、より多くの場合に明確な結論を導くことができるといえる。したがって、本稿のフレームワークは、ASBJ や IASB 等の会計基準設定主体にとって非常に役に立つツールになると筆者は考えている。

ただし、本稿のフレームワークは未だ発展途上であり、たとえば、本稿で示した21通りの分類では収益・費用のすべての会計処理を網羅できていないかもしれないし、財務報告の透明性の定義や4つの要件にも改善の余地があるかもしれない。

また、本稿のフレームワークによる収益・費用の会計処理の透明性の評価と、概念フレームワークにおける「会計情報の質的特性」の評価との関係をどのように整理したらよいのかという問題も今後の検討課題である。たとえば、透明性と信頼性がトレード・オフの関係にあるとすれば、透明性の追求が必ずしも投資意思決定有用性の向上につながらない可能性もあろう⁽²²⁾。

したがって、今後の課題は、本稿のフレームワークをさらに拡張・精緻化し、より説得力のあるものに改善していくことである。そのためには、本稿のケース・スタディで取り上げた数理計算上の差異だけでなく、その他の様々な収益・費用の会計処理にも本稿のフレームワークを適用し、それらの会計処理が財務報告の透明性に与える影響を実際に評価していく作業を行う中で、問題点を探っていく必要があるだろう。

参考文献

- Barth, M. E. and K. Schipper. 2008. Financial Reporting Transparency. *Journal of Accounting, Auditing & Finance* 23 (2): 173-190.
- FASB. 1985a. SFAC No. 6. *Elements of Financial Statements*. Norwalk, CT: FASB. (平松一夫・広瀬義州訳. 2002. 『FASB 財務会計の諸概念 (増補版)』中央経済社.)
- FASB. 1985b. SFAS No. 87. *Employers' Accounting for Pensions*. Norwalk, CT: FASB. (三菱信託銀行 FAS 研究会訳. 1997. 『米国の企業年金会計基準と適用指針』白桃書房.)

(22) この問題に関連し、大日方 [2012] は、公正価値測定・評価によって必ずしも透明な開示ができるとは限らないことを指摘している (pp. 15-22)。

- FASB. 2006. SFAS No. 158. *Employers' Accounting for Defined Benefit Pension and Other Postretirement Plans*. Norwalk, CT: FASB. (三菱 UFJ 信託銀行 FAS 研究会訳. 2008. 『米国の企業年金会計基準』白桃書房.)
- FASB. 2010. SFAC No. 8. *Conceptual Framework for Financial Reporting: Chapter 1, The Objective of General Purpose Financial Reporting, and Chapter 3, Qualitative Characteristics of Useful Financial Information*. Norwalk, CT: FASB.
- IASB. 2007. IAS No. 1. *Presentation of Financial Statements (revised 2007)*. London, U.K.: IASCF. (IFRS 財団編・企業会計基準委員会他監訳. 2011. 『国際財務報告基準 (IFRS) 2011』中央経済社.)
- IASB. 2010. *The Conceptual Framework for Financial Reporting*. London, U.K.: IFRS Foundation. (IFRS 財団編・企業会計基準委員会他監訳. 2011. 前掲訳書.)
- IASB. 2011a. *Presentation of Items of Other Comprehensive Income (Amendments to IAS 1)*. London, U.K.: IFRS Foundation. (IFRS 財団編・企業会計基準委員会他監訳. 2012. 『国際財務報告基準 (IFRS) 〔特別追補版〕』中央経済社.)
- IASB. 2011b. IAS No. 19. *Employee Benefits (revised 2011)*. London, U.K.: IFRS Foundation. (IFRS 財団編・企業会計基準委員会他監訳. 2012. 前掲訳書.)
- IASB. 1989. *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*. London, U.K.: IASCF. (IASB 財団編・企業会計基準委員会他監訳. 2010. 『国際財務報告基準 (IFRS) 2010』中央経済社.)
- SEC. 2005. *Report and Recommendations Pursuant to Section 401(c) of the Sarbanes-Oxley Act of 2002 On Arrangements with Off-Balance Sheet Implications, Special Purpose Entities, and Transparency of Filings by Issuers*.
- Street, D., and M. Glaum. 2010. *Methods for recognition of actuarial gains and losses under IAS 19*. The Association of Chartered Certified Accountants (ACCA).
- 海老原崇・菅野浩勢. 2010. 「財務業績報告の透明性に関する実証研究 ―株主資本等変動計算書の導入効果の検証―」『会計』177(6): 114-129.
- 大日方隆. 2012. 「公正価値情報の有用性」大日方隆編著『金融危機と会計規制』中央経済社, 第1章所収.
- 菅野浩勢. 2012. 「財務業績報告の透明性の定性的評価のフレームワーク ―包括利益の表示の意義の考察―」『企業会計』64(3): 94-103.
- 斎藤静樹編著. 2007. 『詳解「討議資料■財務会計の概念フレームワーク」(第2版)』中央経済社.
- 田中建二. 2011. 「数理計算上の差異とリサイクリング」『経済集志 (日本大学)』81(3): 27-38.
- 田中建二. 2012a. 「数理計算上の差異をめぐる論点」『企業会計』64(1): 121-124.
- 田中建二. 2012b. 「包括利益表示基準の批判的検討」『会計・監査ジャーナル』683: 65-70.